

65歳以上の
高齢者対象

身体障害者手帳を取得できないレベルの中等度難聴程度の人を対象に…

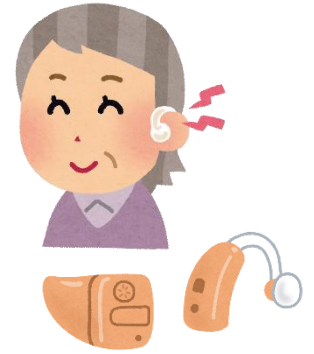
補聴器の購入費を助成します

聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

- ・町在住の65歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満 または
一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上
- ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ・身体障害者手帳の聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる人
- ・町税を滞納していない人

※初めて申請される人または交付決定を受けてから5年を経過した人が対象です。



対象となる補聴器

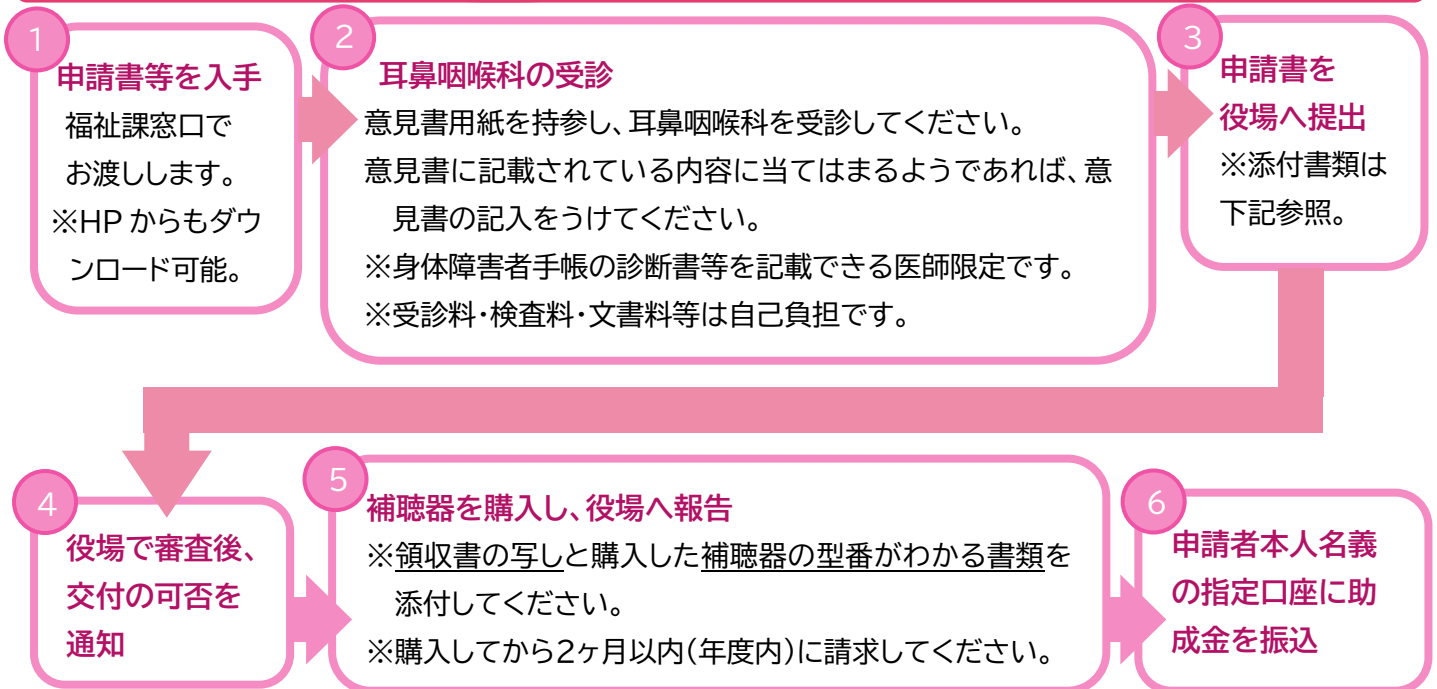
医療機器認証番号の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器

助成金額

補聴器1台分の購入費用の2分の1(上限2万円)
※附属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

申請の流れ

事前申請が必要です



申請に必要なもの ※の様式は福祉課窓口で配布します

- ・助成金交付申請書※
- ・医師が作成した助成金交付意見書※
- ・町税の納付を証明する書類※
- ・購入を予定する補聴器の見積書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



申請場所・問合せ先

斑鳩町住民生活部福祉課
〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL:0745-74-1001(内線126)